事務連絡

令和4年４月２５日

面会室整備支援事業の事業量調査ご回答施設　管理者様

島根県健康福祉部高齢者福祉課

令和3年度面会室整備支援事業の補助対象経費について

平素より、本県の高齢者福祉行政にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和3年12月9日付け事務連絡において当該事業の見込み調査を実施した事業所へ、3月２５日付け事務連絡において交付申請の提出依頼を行ったところですが、下記の通り補助対象経費等について変更点がありますので、ご確認の上、該当の方はご対応のほどよろしくお願いいたします。

記

【照会に対して補助対象外経費と回答していたもののうち、今回認める余地があるとしたもの】

・面会室の整備事業に付帯して必要となるマイク、スピーカー等の備品

・空気清浄機能付き簡易陰圧装置

【提出方法等】

　補助額に変更が生じる見込みのある事業所については、速やかに変更後の申請書を提出すること。

**＜変更申出期限＞　令和4年4月29日（金）**　　＜方法＞　郵送又はメール

　　住所：　〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県健康福祉部高齢者福祉課あて

メール：　[kaigo-shido@pref.shimane.lg.jp](mailto:kaigo-shido@pref.shimane.lg.jp)

【様式のダウンロード】※島根県ホームページ

　トップ > 医療・福祉 > 福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険【事業者向け】 >　助成制度 >

施設整備関連 > 介護施設等における面会室整備支援事業

【留意事項】

・上記の品目について一律に認めるものではなく、施設において感染拡大を防止しながらの面会実施の継続に必要と判断する場合に対象と認める余地があるものです。

　・変更がない場合と交付決定の時期に差が生じる場合があります。

以上

＜担当＞

島根県健康福祉部高齢者福祉課　永田